

8. 輸送關係

資料8-1 公用車台数

(令和4年5月31日現在)

種 類	乗用車		貨物車		軽自動車	大型・マイ クロバス	原 付	合 計
	普通	小型	普通	小型				
台 数	9	3	0	10	16	1	3	39

- (注) 1. 特殊車両は除く。
2. 合計は原付を除く。

資料8-2 緊急通行車両事前届出書等

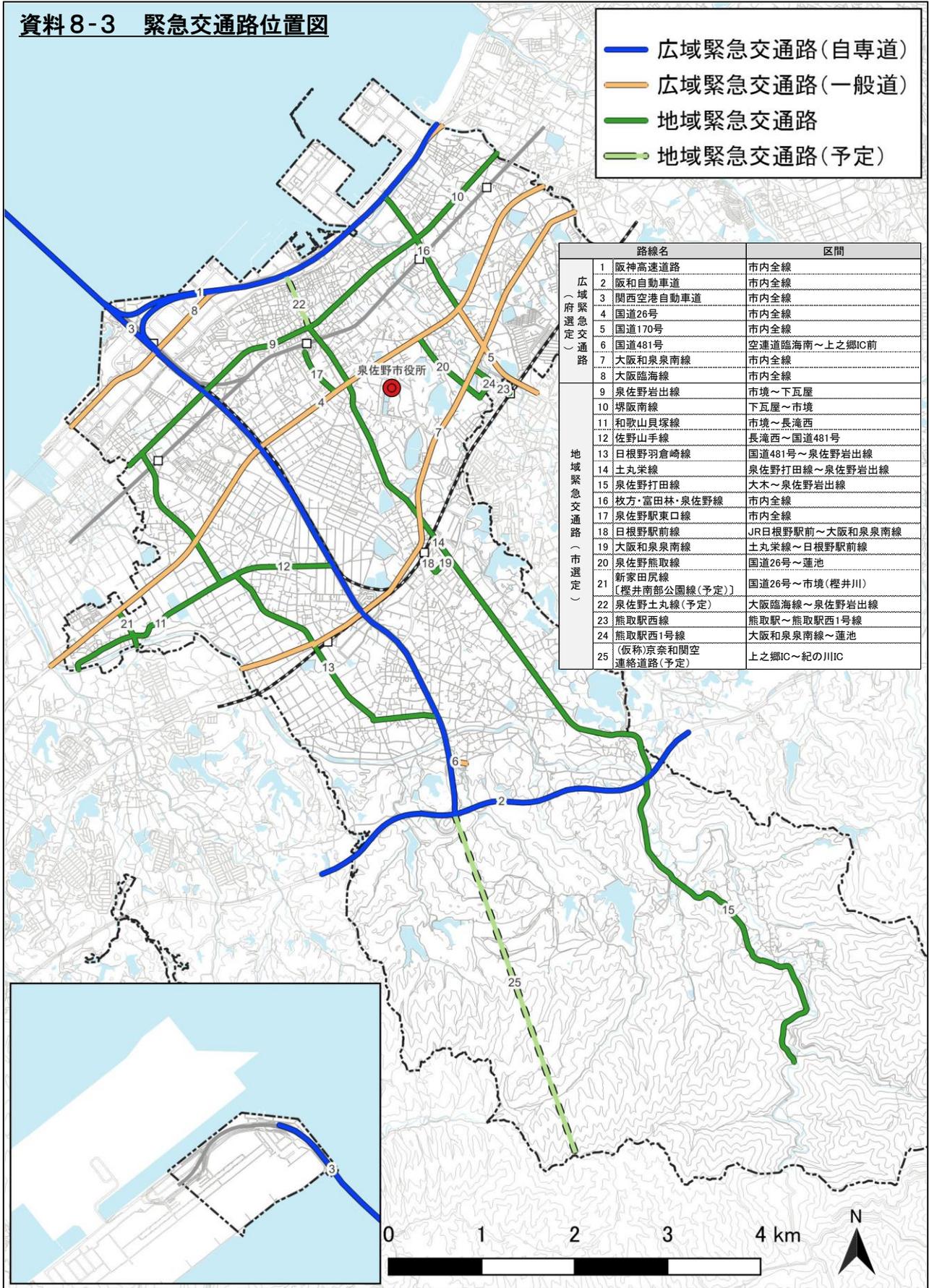
災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 大阪府公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		() 第 号 災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 大阪府公安委員会 印
番号標に表示されている番号		注意事項 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両等事前届出済証を提示して所要の手続を受けること。 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。 3 届出内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。 (1) 緊急通行車両等として使用される車両に該当しなくなったとき。 (2) 当該車両が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所 () 局 番 氏 名	
出 発 地		

注：1 指定行政機関等の保有する車両については、この届出書を2通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出すること。
 2 指定行政機関等の保有する車両以外の車両については、この届出書を2通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し1通及び輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（当該書類がない場合は、指定行政機関等の上申書等の写し1通）を添付の上、災害応急対策業務に係る指定行政機関等の所在地を管轄する警察署に提出すること。

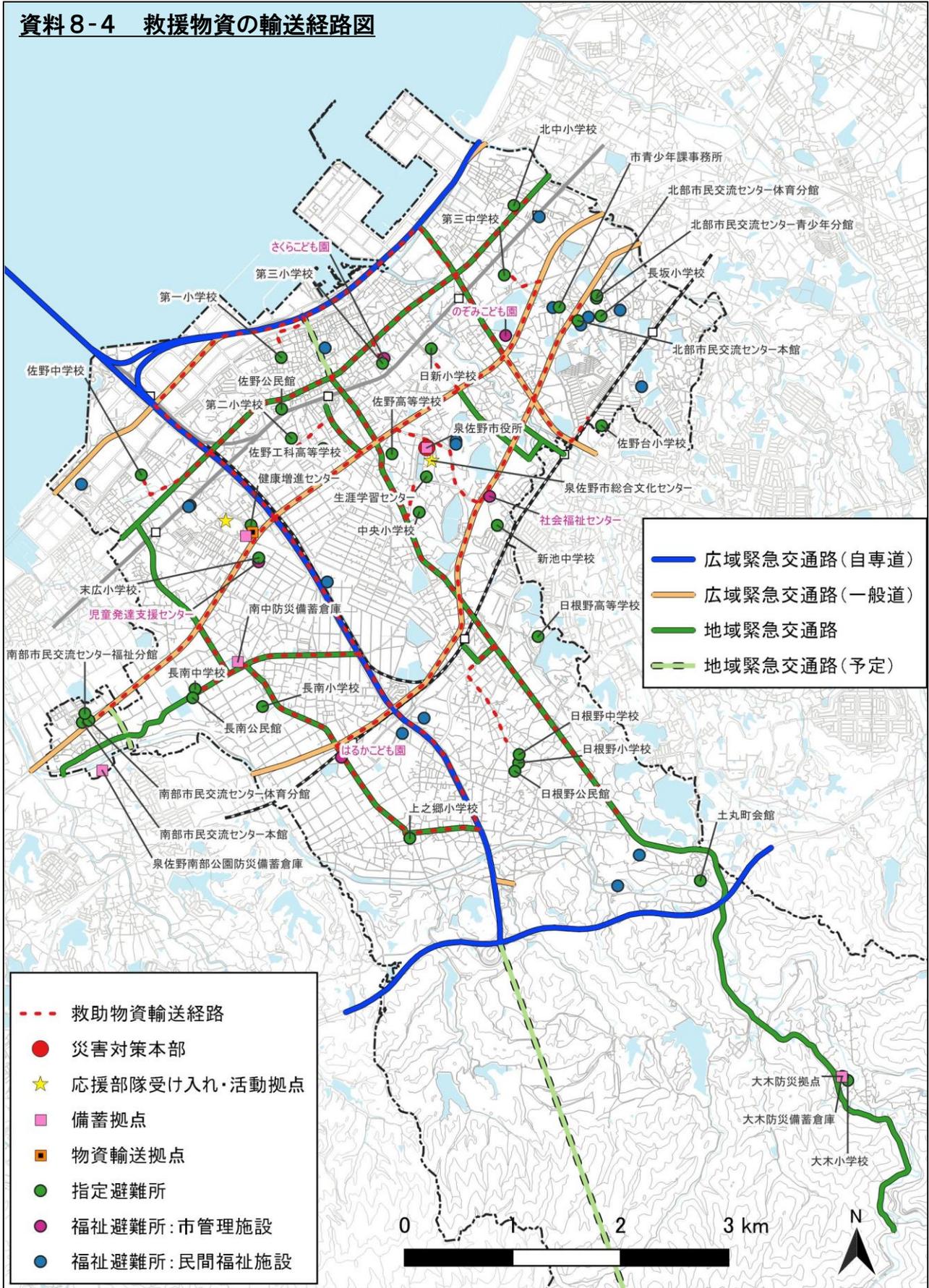
災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 応 急 対 策 用 国 民 保 護 措 置 用 規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 書 年 月 日 大 阪 府 公 安 委 員 会 殿 届 出 者 住 所 (電 話) 氏 名		() 第 号 災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 応 急 対 策 用 国 民 保 護 措 置 用 規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 済 証 左 記 の と お り 事 前 届 出 を 受 け た こ と を 証 す る 。 年 月 日 大 阪 府 公 安 委 員 会 印	
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号		注 意 事 項 1 災 害 対 策 基 本 法 、 原 子 力 災 害 対 策 特 別 措 置 法 又 は 武 力 攻 撃 事 態 等 に お け る 国 民 の 保 護 の た め の 措 置 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 交 通 規 制 が 行 わ れ た と き に は 、 事 前 届 出 を 行 っ た 警 察 署 に こ の 緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 済 証 を 提 示 し て 所 要 の 手 続 を 受 け る こ と 。 2 特 別 な 事 情 に よ り 事 前 届 出 を 行 っ た 警 察 署 で 手 続 が で き な い 場 合 に は 、 他 の 警 察 署 等 で 手 続 を 受 け る こ と 。 3 届 出 内 容 に 変 更 が 生 じ 、 又 は 届 出 済 証 を 亡 失 し 、 滅 失 し 、 汚 損 し 若 し く は 破 損 し た 場 合 に は 、 事 前 届 出 を 行 っ た 警 察 署 に 届 け 出 て 再 交 付 の 手 続 を 受 け る こ と 。 4 事 前 届 出 を 受 け た 車 両 に つ い て 、 次 の い ず れ か に 該 当 す る と き は 、 速 や か に 事 前 届 出 を 行 っ た 警 察 署 に 届 出 済 証 を 返 納 す る こ と 。 (1) 規 制 除 外 車 両 と し て 使 用 さ れ る 車 両 に 該 当 し な く な っ た と き 。 (2) 当 該 車 両 が 廃 車 と な っ た と き 。 (3) そ の 他 緊 急 通 行 車 両 等 と し て の 必 要 が な く な っ た と き 。	
車 両 の 用 途 (緊 急 輸 送 を 行 う 車 両 に あ っ て は 、 輸 送 人 員 又 は 品 名)			
使 用 者	住 所		() 局 番
	氏 名		
出 発 地			

注： この届出書を2通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し1通及び当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類の写し1通（写真の場合は、原本1通）を添付の上、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出すること。

資料 8-3 緊急交通路位置図



資料 8-4 救援物資の輸送経路図



資料 8-5 道路通行規制基準等

①西日本高速道路株式会社

高速道路名	通行規制基準（速度規制）	通行止基準
阪和自動車道 （堺～阪南）	会社が設置する震度計で 計測震度 4 以上 5.0 未満 [気象庁発表の震度階級 震度 4 以上 5 弱に相当]	会社が設置する震度計で 計測震度 5 以上 [気象庁発表の震度階級 震度 5 強以上に相当]
関西空港自動車道 （泉佐野 J～ 上之郷）		
関西空港自動車道 （泉佐野 J～ 上之郷）		
関西国際空港連絡橋		

②阪神高速道路株式会社

震 度	本 線	入 路
震度 4	注意喚起	注意喚起
震度 5 弱	減速指示	減速指示
震度 5 強以上	通行禁止	通行禁止

資料 8-6 災害時用臨時ヘリポート一覧表

ヘリポート名	所在地	管理者	電話	幅×長さ
末広公園	新安松 1-1-23	都市整備部 道路公園課	463-1212	土俵面 175×70m
稲倉池グラウンド	日根野 5560-7 の一部	生活産業部 環境衛生課	463-1212	土俵面 50×50m
泉佐野南部公園	南中樫井 897-2	都市整備部 道路公園課	463-1212	土俵面 200×85m

- 選定基準：(1) 地盤強固な平坦地であること。(コンクリート、芝生が最適)
 (2) 地積基準として、大型は 100m 四方以上、中型は 50m 四方以上、小型は 30m 四方以上の地積が確保できること。
 (3) 二方向以上離着陸が可能であること。
 (4) 車両の進入路があること。

